

ふが出来た。そして天女は十年の間農夫と一緒に居て、一男一女を生んだ。所が命運が循環り来り、二日姉なる子が、

いやういゝ泣くなやう

我が按司の飛衣、わが按司の舞衣

六つ股の殿に、八つ股の内

稲束の下よ、粟束の内

置き古みしちよん、置きさるししちよん、

寝ませ 起きて、泣くなやう、

泣かなれば呉もんだう、遊ばはど呉もんだう、

と謠つた子守歌を聞いて、羽衣の所在を知り、子等に別れを告げて雲中に消ね失せた。この傳語は琉球の歴史の三ヶ所に混入して、王者や英雄

の傳記を飾つてゐる。そしてこの傳説は日本の羽衣傳説か謡曲の詩人によ

(四) 仙郷海留説話

つて詩化されたやうに、琉球戯曲作者の泉組玉城親雲上向受前氏によつて詩化されて遺つてゐる。所謂五組の中の一なる「鐘薙子」が即ちそれである。琉球にはこの天女が昇天したといふ跡は小さい社にかつて遺つてゐる。そしてこの邊の農民とこの傳説を王女と農夫との間にたこつた事實だと解してゐる、愚民の口からこの人類學的解釋を聞くのも面白い。

宮古島舊記にはリツブ・ワン・キンクル式の説話がある。昔荷川取村の百姓に湧川マサリヤといふ者があつた。獵に行つて、えの魚を釣つた所が、此のゑの魚が忽ち美しい女に化けた。男は變な心持になつて、彼女と茲にはかなき契を結んだ。それから二三ヶ月経て例の男は同じ所へ獵に行つて見ると二三歳位になる子供が三人何處からかやつて来て、お母さんがお父さんをちよつと列れて来いと申しましたといつてゐた、

彼は不思議に思つて小供等を嘗つたが、後小供等の話で二三ヶ月前の奇しい契りの事を思ひ浮べて、今更のやうに吃驚した。うして三人が案内するまゝに恐るゝ海の底ある彼女の宮殿に行き、居ると三日三夜一個の瑠璃壺を得て歸つたが、この世では三年三ヶ月も経過してゐた。さてこの壺には神酒が入れてあつて呑んでもく尽きない、うの上天の甘露の味がしたので、之を呑んだ一家のものは何れも無病で長命をした。のみならずこの壺を得てから非常な金満家となつた。それで之を永代の家寶として誰れにも見せなかつたが、或日嶋中の老若男女が之を洩聞いてこの壺を見度いといつて推しかけて來たので主人は五月蠅いと思つたか此の神酒はいつも同じ味でまう呑み度くは無いと言つた。言葉の未だ終らない中に壺は白鳥になつて虚空に飛上つた。群衆は地にひれふして、願ふは我家に留り給へと祈つたが、壺は東方を差して舞うて行つて、宮

國村の玄かほやといふ所の庭に立てゐる木に落つるかと思へて消え失せた。主人と其夜この白鳥は富の神であるから九月の内て卯の未の日に物忌をして願つたら豊年が來るとの夢を見て、どうかと思つてゐたが果して大世積あや船といふ神の船が東の方雲井からやつて來て玄かほや崎に泊り、神歌などが聞けた。爾來玄かほやの人は富貴の身とあつたのである。これに似た説傳が沖繩の口碑にもある。かつて鴻巣君がこゝろの花に紹介した興那原の濱物語はこの口碑に材料を取つたのである。

(五) 神婚説話

宮古島舊記に蛇神と人間との結婚説話がある。宮古島の平良村のすみやといふ所の長者の家に美しい一人娘がゐた。十四五歳の頃に懐妊をしたので、其父性(おや)が怪んで夫がないのにどうして懐妊したかと問うたら、麗しい男子の其名も知らぬが夜なく忍んで來たが、來たかと思ふ

と、いつしか心も空になつて、後と夢を見た様な心地がしたが、遂に自ら妊むやうなつたと答へた。すると父母は其の人を知らうと思つて、千尋の積麻の先に針をつけて男が來たら直ぐ之をその片髪に刺せといつて娘に渡した。娘は其夜父母の教へた通りにして置いた。夜が明けて其糸のまに／＼尋ねて行つたら、漲水嶽の内なる洞穴の中に二三丈計ある大蛇の首に針の刺してあるのを見て、父母は且つ驚き且つ歎いた。娘はその夜この大蛇が枕元に來て我はこの島開闢の戀角の神で、此島守護の神を生まうと思つてた前の所に忍んだのである。お前はきつと三人の女の子を生むに相違ない。其の子が三歳にもなつたら、漲水嶽へ抱いて來いといふ夢を見て、父母に語ると、父母はこれを聞いて不思議な事であると思つた十ヶ月程経つて愈々三人の女の子が出來た。三歳になつて漲水嶽へ列れて行つて見ると、父の大蛇兩眼は日月の如く、牙は劍の如く、紅

の舌を出して、はひ出したが、首は藏の石垣に乗つ掛け、尾は御嶽の石垣に置いて鳴き出した。之を見て女は子供等を前に抛出したまゝ、氣絶したが三人之何の懼るゝともなく、蛇にとひ掛り、一人は首に、一人は腰に、一人は尾にすがつてひしと抱付いた。大蛇は紅涙を流して、子供等をキッスした後で昇天し、三人の御嶽の内に遁入つて宮古島の守護神とまつた。沖繩本島にも之に似た口碑がある。アカマターといふ蛇の一種が美男子になつて、ある女の所に通ひつめたが、女は聞もなく懐妊をし、暫らくすると數匹のアカマターを生んだ、といふ事である。この宮古島の説話は古事記や日本書記や風土記などにある神婚説話に能く似てゐる。特に其の人を知らうとして、積麻を片髪に刺した所などは、三輪山の神話にある「女うとましながら戀しからん事を思ひてたのがまきたるを、かりぎぬのしりに刺しつ其を尋ね行きて見れば三輪明神の御

ほくらの中に入りぬ」といふ所に酷似してゐる。

琉球群島には右の外にいろくの神話傳説があつて、何れの小島もそれ相應のわけまへを有たない所はない。琉球群島は實に神話傳説の寶庫である。吾々はこれらの精神的産物を保存する義務があると思ふ。琉球の教育家は十年前誤つた愛國心から割り出してこれらの貴重なる神話傳説をかたつばしからぶちこはそうとしたとがゐるが、これ畢竟神話傳説の類似が體質言語等の類似と共に二民族間の密接なる關係を示すものなるを知らなかつた罪である。

思ふに琉球にはアマミキヨ種族が大和民族と手を別つた時に齎した神話もあらう。アマミキヨ種族が移住した後形成した神話もあらう。其分離後大和民族が形成した神話の輸入されたのもあらう。先住民人

民の神話を傳承したのもあらう。支那及び南洋の分子もあらう。

廣義に於ける琉球群島即ち薩南諸島には未だ世に知られない無数の神話傳説がゐる。これらの神話傳説を悉く集めて、内地のそれと比較研究を始め、更に進んで、朝鮮、滿州、蒙古のそれと比較研究をなすとは、管に神話學者に取つて必要なるのみならず、人種學者に取つても亦必要なるのであらう。琉球の研究が漸く盛になつて來て、その人種移動の問題が解決されやうとする今日、その神話傳説俚歌童謡の研究が之に多少の光明を與ふべきは勿論の事である。ポリネシヤ群島の人種移動の問題の如きは實にかゝる研究によつて解決されたのである。

さて琉球群島の研究は日本古代史の研究に多少の光明を與ふることが出来ぬであらうか。(二十七年)

爲朝を歌へるオモロ(?)

せりかくの のろの
あけしの のろの
あまぐれ おろちへ
よろいぬら ちへ
うんてん つけて
こまなご つけて
かつおう だけ さがる
あまぐれ おろちへ
よろいぬらちへ
やまごの いくさ
やしらの いくさ

三五

直譯

勢理客の祝イサ (女の神官) が
あけしの祝イサ が
雨雲アメクモを呼び下して
(武士モウシの) 鎧ヨロイを濡らしぬ
運天ウネに着けて
小港コミナトに着けて
嘉津カヌ宇嶽ウサカに下れる
雨雲アメクモを呼び下して
(武士モウシの) 鎧ヨロイを濡らしぬ
大和の軍勢
山城の軍勢

附録

羽地按司仕置

古 琉 球

一 午十一月十九日具志川按司跡後大和江被得御意俟處御返事ニ拙者江被
仰付之由御座候間早々罷出可相勤旨書院之親方衆オヤカタにて被申付候付不似
合身上に役儀被仰付冥加不淺難有仕合存候乍然勤得候儀取覺不申候間
追而返事可申入山にて其日は領掌不申候左候而嘶迄ニ右役儀ハ當地に
ては重役儀にて大和迄被窺相濟被申付儀にて候間内證より被申付候は
不可有之儀と存候同志表より懇勸に有之可然と存候通申候處其段尤
ニ被思次日三司官伊野波親方便ニ被申付候條致領掌罷出候事
一 同廿二日吉日にて候間初而城江罷出役儀被申付候御禮申入候事

三六

附 御中之模には酒一雙牛内一盆餅一盆國司並妃或は、む、し、ら、れ、と

て手掛之衆或は女官大勢頭其外段々進物御産候而事六ヶ敷候此節

私も右之通模之様進物可仕候得共今程時分柄相當不仕其上御國元

江聞得候ても如何と奉存候間國司江酒一對餅二籠飯妃江酒一對餅

一籠飯進上餘は被召留向後按司衆頭所頂戴又は三司官役之時も

右之模御座候而可然由申達相濟候事

我等儀具志川按司跡役被仰付候付諸人爲祝儀可被差出由候依之前々之

儀承候得は錫持參にて諸人より拜可仕由候同爲臣下拜受候儀辭退ニ存

候尤可致對面候得共今程公私繁多不得透候間不能其儀候禮帳可出置候

間帳ニ可被爲付候諸人佐昇進並年頭之禮ニも右禮可然由申渡候事

一三司官任職明日被申付儀相濟候得は此中は從國司女官大勢頭部被遣模

にて候得共家老老儀は慰勸御座候而可然由申達此節より取次衆使に

て相濟候事

一三司官住職致領掌登城之儀言上可然由申達相濟候事

一具志頭親方三司官役被申付候刻右通相濟候事

一此中は女官大勢頭部取次色々御用等言上仕候得共女之儀にて達兼候儀

も御座候半書院之親方衆當衆取次言上可仕由申達相濟候事

一諸士城内草履踏候儀免許之事

一座敷衆年寄之儀にて候間冬中足袋免許之事

一當若里之子と給事役にて候間冬中之朔日十五日又は正月中節供々足袋

免許之事

一諸間切不依遠近火事有之刻と前々より飛脚を以申達候得共百姓隙取儀

候間手札或は御物等不燒失候は、飛脚無之候而も不苦候事

一國司正月七月寺々先祖參之名代附社參之名代兄第衆可然候尤冬至正月

朔日十五日又は天界寺崇元寺祭禮之時ハ如前々三司官可然由申達相濟候事

一國司歳日之祝儀之事唐大和にて右之祝儀無御座由候初歳日末之歳日之祝儀振舞は被召留司然候尤内證方にて女衆振舞は有之候ても可然由申達相濟候事

一前々より時之穴屋子とて文字之一字も不存者を百姓中より立置日之吉凶を撰萬事用候得共此前より唐日本之曆用可申由申達相濟候事

一前々より紫冠黄冠頂戴之衆前之八卷にて於城之庭出仕之故位之分然と不相知候間向後當分被下候八卷にて出仕可然由申達相濟候事

一此中は按司衆出仕下座にて仕候得共直に座し着一禮可然由申達相濟候事

一前々より節供々之祝物御手掛衆迄進物候得共此前より召留國司並妃江

羽地按司置仕

進上可然由申達相濟候事

一前々より唐大和江使者當候方ハ冬至元日十五日城江被召出候得共此節より不被召出候共可然由申達相濟候事

一此節より唐大和江使者當候衆歳日之爲祝儀女躍仕候儀附諸人初歳日之祝儀仕候儀禁止之事

一國司より方々ニ法事之刻提重又々祭酒座敷酒被下候儀被召留可然由近親類中ハ祭酒被遣候而も可然と申達相濟候事

一此中ハ國司兄弟衆五節供計出仕にて候得共此節より毎月朔日十五日出仕被差出可然由申達相濟候事

一大里按司より下舍衆は親方部供被仕候儀は入間敷由申達相濟候事
一國司兄弟衆之家老此中ハ役人衆承候得共透還而國司方大方能成候間座敷衆より一人宛家老承可然由申達相濟候事

古琉球

置仕司按地羽

- 一 國司冬至子之方元三吉方之朝拜若當病之刻は名代可爲三司官候勿論上
 盃にては國司江諸人拜之刻之右之席ハ替し刻爲盃にて可然由申達相濟
 候事
- 一 衆中之子共小赤頭爲仕人体花當迄銀髮差免許之事附親見世若筆者久米
 村若秀才同斷之事
- 一 當位並勢頭位之衆前々は當衆ハ勢頭衆よりハ下座にて候得共此節より
 歳兄次弟座可仕事
- 一 平等之大屋子は勢頭衆兄次弟前々より座次仕候得共同筆者ハ此節より
 引之筑登之迄同座ニ召成候事
- 一 正月朔日十五日詰衆振舞之儀此節より召留可然申達相濟候事
- 一 正五九月辨之嶽名末吉觀音堂江國司參詣之刻住寺坊主内侍祝部ニ祝
 物被下候儀此節より被召留可然由申達相濟候事

球 琉 吉

- 一 若里之子座之儀當若里之子勢頭筑登之と申候而若里之子は筑登之座敷
 より仕上にて候處下座仕候儀不可然候間此節より筑登之たより上座ニ
 召成候事
- 一 内證方より女按司部年頭之禮被差出候刻振舞之段男膳可然候事
 附供之碓むしられたより下は酒計被下可然由申達相濟候事
- 一 美里按司召付之人數親方部二人座敷衆二人黄八冠二人筑登之座敷二人
 之事
- 一 諸間切より唐竹持夫此中ハ山奉行より手間分被相拂候得共此節より進
 直夫ニ引合可然由相定候事
- 一 大和江之使者此中ハ拾貳兩賦にて候得共使者之方及迷惑之由候付此節
 より八兩相重貳拾兩ニ召成向後合力物借物おしよ被仰付可然由申達直
 濟候事

羽地按司仕置

- 一階龜
- 一位牌は世繼之子可持若子共無之候は、名代可然事
- 一天蓋一本
- 一四流旗四ツ
- 一燒爐一對
- 一鍵二本 但女ハ可爲無用事
- 一差笠一本
- 一引導者檀那坊主伴四五人之間可然事
- 此外引馬並墓屋可爲無用事
- 祭文之飾
- 一香爐一ツ
- 一茶湯一對 但茶壺計女ハ下添可有之事

古琉球

- 一折一對ニ色々菓子盛合
- 一蠟燭燈爐之間一對
- 一草花一對
- 一祭文讀坊主二人三人之間可然事
- 祭禮定
- 一法事之刻者檀那坊主一人伴四五人之間勝手次第之事
- 一振舞方御定之様可有之事
- 一一周忌よりは衣裳何色にても可然事
- 一七月施餓鬼之刻衣裳同斷之事
- 一年回ニ付茶屋杯立候儀無用之事
- 一座敷衆よりは段々其人体相應ニ葬禮可仕事
- 右葬禮之儀此中孝行とて餘り華美過僭禮耳に御座候其上子孫波罷來

羽地按司仕置

儀候得ば自奉公方陂踈意笑止之至候此旨可被相守候若違背之人於有之者可及沙汰候可有其心得者也
寛文七年未三月十六日

羽地
摩文仁
伊野波
具志頭

覺

一田舎人縁組祝言之刻大粧之入目にて疲罷成由候間如何にも軽く其人々相應に可仕事
一田舎葬祭禮之刻牛共殺天酒仕候儀前々より難爲禁止頃日猥有之由候間彌稠敷可被申付候首里侍衆葬禮見合相應に可仕事
右祝儀愁之作法此中過奢成來不自由之者共身を賣候ても仕由不可然候

古琉球

若相背者於有之者其人者不及申所之さばかり與人迄稠敷可及沙汰候間
中堅固可申付者也
寛文七年未三月十六日

具志頭
伊野波
摩文仁
羽地

惣地頭衆

覺

一田舎人傾城に出又は傾城慰堅可爲禁止事
一檜木松木用木にて候間奉行所無手形私に切取致商賣儀堅停止之事
一於諸在郷松檜木にて新敷作事仕候儀向堅可爲禁止事
一諸間切のろくもい之儀他間切のろくもい申請祭禮仕候儀此節より禁止

置仕司按地羽

申付候若のろくもい居不申時は間切中ののろくもい申請祭禮仕共新敷
立候共勝手次第之事

一 諸間切根人同斷之事

一 諸間切夫里主持は百姓男女百人より上は向後禁止候但餘分は惣地頭兩
人之^{アツカヒ}暖にて候事

右此節相定候間堅固可被相聞候若も違犯者於有之は稠敷可及沙汰者也

寛文七年未四月廿三日

具志頭
伊野波
摩文仁
羽地

諸惣地頭

一年々兩度正月七月領主江野菜薪木相納候事

球 琉 古

覺

一 野菜七十斤夫一人 但一斤ニ付代分百文づゝ

一 薪木二束同但一束ニ付代分五百文づゝ

一 色々盛物之類やさい之内として請取候は、右定之野菜七十斤薪木二束
引合可被請取候事

附 兩度拂除夫として遣候方も有之由候間向後堅禁止之事

右此中百姓より請取候物數一統ゝ無之百姓疲之由候付致吟味申渡候事
未七月十二日

はねち
いのほ
まふに
くしかは

覺

羽地按司仕置

一 奉行筆者三番之勢頭筑登之交替之刻家來赤頭細工人より一禮之外瓶酒
無用事之事

一家來赤頭細工人數々入候刻尙同斷之事

一 節々に面々に志にて野菜肴之類遣候は、受用不苦之事

右此中ハ色々進物猥に有之由候間此節相定申渡候事

未七月廿四日

具志頭

伊野波

摩文仁

羽地

木奉行具擧奉行銀治奉行石奉行瓦奉行螺赤頭奉行金奉行三番之勢頭

覺

一 按司衆親方衆迄は下司可被書之由今度從大和被仰下候間向後狀並文書

にも可被書候以上

未三月四日

羽地

摩文仁

伊野波

具志頭

一 三司官與力計にては公私難調候間儀者として黄八卷一人筑登之座數一人被下候て可然由申達相濟候事

覺

一 此中公儀諸方百姓現夫遣中に付疲罷成由且又野菜肴薪木等も無引合出候故同前に疲之由候間未之春之比より日用遣相定候就夫惣高九萬八
百八拾三石之宮古八重山島之高相除六萬九千五百八十一石但石に付役
米一升五合宛相懸右日用貨並野菜肴薪木代相拂候事

羽地按司仕置

一 諸地頭領分之百姓男女苗植稻蒔摺拵並島作之砌も同前に遣申候處依地頭所百姓多少有之百姓疲に罷成候付按司惣地頭之領分之百姓一年に一度宛脇地頭は年に兩度宛可被遣由來之春之比相定候事

一 未之春比より諸代官取納方相濟候得は其首尾承届追付跡見申付差通候事

附作方百姓候様体爲見届候事

一 百姓疲罷成由地頭衆より被申出候方は檢者申付田島高並代相下ヶ候間切餘多御座候就夫御檢地之高引入候間去年御國元江仕明地之儀申上候處御赦免御座候事

一 此中諸役所江相納候諸物有之百姓持參之刻請取候儀延引且又升目斤量相違に付百姓疲之由候間無左様檢者にて首尾爲承候事

一 此中は國司藏入給人高押入目前に百姓一人にて一ヶ月に付夫遣五度宛

言 琉 球

遣候付疲之由候間未之四月之比給人高十足に付夫一人宛入切一ヶ月に付四度遣候様相定候事

附給人夫一人にて野菜七十斤薪木二束づゝ正月七月兩度可被請取旨申定候事

一 知行夫高十石に付夫一人宛夫遣之儀は一ヶ月に四度夫分は之三貫文之事右之定未正月より諸間切さばくり中江申渡候向後如右可被遣候以上
寛文七年未三月廿四日

具志頭
伊野波
摩文仁
羽地

覺

一學文之事

一算勘之事

羽地按司仕置

一筆法之事

一醫道之事

一容職方之事

一唐樂之事

一茶道之事

一謠之事

一庖丁之事

一馬乘方之事

一筆道之事

一立花之事

右之藝若き衆中達道に相嗜園司之用に可立儀專要に候右之内一隣藝々ても不嗜方は縦令無餘儀雖爲勤且被召遣間敷候間爲心得前以觸渡者也
未四月廿三日

はねち
まふに
伊野波
くしかみ

覺

古 琉 球

一妃並間得大君國司妹達ハむしられた一人あかまた一人草履取一之合
三人之事

一按司部親方部與方子供ハあかまた一人草履取一人之事

一右之外ハ草履取一人之事

一右供三人數江膳之餘給候儀禁止之事

不淨定

一祖父母父母夫婦兄弟は三十日之事

一繼父母伯父母弟妹子孫は二十日之事

但弟より下は髮指不拔事

一甥姪十日之遠慮之事

一從弟より下は五日遠慮之事

右此中父母より下親類中差合之刻不依遠近一ヶ月之忌ニて候付如此申

渡候事

未四月廿三日

羽地

摩文仁

伊野波

具志頭

羽地按司仕置

- 一此中諸間切百姓遣候銀へらはいし貨として百姓一人ニ付一升五合宛相懸半分ハ公儀半分と鍛治細工ニ相納候處百姓疲申ニ付未之春比右出來差免諸間切鍛治細工一人宛立置夫引合御定候事
- 一此中諸地頭領内之百姓江すかまご中鳩目分三貫五貫十貫相渡置一ヶ月一度つゞ遣申候處百姓疲申ニ付當春禁止申付候事
- 一此中諸地頭アツカ嶮中之百姓江庭鳥一相渡置年ニ鳥二玉子十六甲つゞ請取申候ニ付百姓疲の由候間當秋禁止申付候事

古琉球

- 一前々は按司惣地頭は領内より忤者五六十人脇地頭は十人二十人公儀無しに拘置候付百姓疲罷成候間己之春比按司衆は忤者十三人親方は十人取次役物奉行役は九人其下は應位五人三人相定候事
- 一此中は盡作候自土一石に付鳩目分七貫五百文眞自土一石に付三十三貫文之引合にて候処右之引合にてハ百姓疲に罷成由之間未之春比檢者遣例相究自土一名に付二十貫文眞自土一石に付七十六貫文引合相定候事
- 一前々は蕨暮之爲禮三司官物奉行三人同筆者六人代官五人江金武名護羽地今歸仁國頭より猪二枝はらかみ一手籠持參候處古調に付百姓疲罷成由候間禁止申付候事
- 一久米嶋慶良間嶋栗國嶋伊江嶋伊平屋嶋より爲右禮やこかいかし魚持參候處同前に禁止申付候事
- 一東四間切島尻八間切浦添中城北谷越來讀谷山勝連具志川七ヶ間切より

羽地按司仕置

は三月三日爲禮右人數江貝之類海草之類持參候處右同斷之事
 一 壺瓦焼大薪木此中は六尺皿一束に付代分一貫文引合候處百姓疲罷成
 由候間未の奉比右薪木一束に付二貫文引合相濟候事
 一 同大薪木此中は慶良間島も同前申付候付百姓方々か子仕之疲由候間容
 赦にて地下中計に申付候事
 一 慶良間嶋百姓か子仕方々罷渡候留主飯米前々は一日に付難石五合にて
 候處疲之由候間當炊より五合つゝ相重一升に相定候事
 右條々百姓不疲候相談を以近年用捨仕候間漸く罷成候様相見得候少々
 にては百姓致迷惑儀は不申付候處前々に不相替由候此比跡見之檢者に
 申出候は滿作之年も不作と申候様に連々曲に申候哉無心元候アツカケ中^{アツカケ}之百
 姓銘々細々被相尋兎角之首尾可被申候以上

西十二月卅日

具志頭

伊野波
摩文仁
羽地

古琉球

國頭 今歸仁 知念 玉城 金武 具志川 摩文仁 兼城 眞壁
 讀谷山 南風原 本部 西原 東風平 豊見城 浦添 喜屋武 佐
 敷 羽地 名護 高嶺 大里 具志頭 勝連 中城 美里 越察
 眞和志

一 今度於大和仕明御赦免可被下山訴訟申上候處無異儀相違御免被下候間
 惣地頭並脇地頭領分中仕明ニ可成所ハ可被明候左候而明次第此方江可
 点合候左候は、檢者遣爲見届子孫永々之高ニ相成可被下候事
 一 各アツカケ嶮中百姓にては明次第地頭江申出地頭より公儀江可被申出候左候
 はハ百姓江永々可被下事

羽地按司仕置

一此中地頭兼江^{アツカレ}暖中之百姓男女居合年中兩度夫遣被下候處以外にすかま被遣方も稀々有之由風聞候左様ニ候而、百姓二重ニ被遣被に可被成候間向後禁止申付候惣地頭衆より右之段百姓中江も堅可被申付候事

西三月十六日

はねち

摩文仁

いのほ

具志頭

一里主取替合之刻田方は前々より種子蒔限にて候得共從此節正月限當

頭江可相渡候尤種子蒔田拵付置入目等は可相返事

一地頭所品作に蒔植付置候は、焼取次第當地頭江相渡上納半分は前地

頭可出

附春菊種子同斷之事

古

琉

球

一地頭代合之刻御免夫並供夫月算用可仕事

右從此節相定候間向後無相違可相聞者也

戊十一月廿二日

池城親方

具志頭親方

伊野波親方

羽地按司

諸地頭衆

覺

一普代筋目之衆は諸切衆中或は新參之衆此中同位は歳次第に御座候得共此節より相改善代筋目之衆可爲歴上候其外細工上り町上り田舎衆中又内上りは歳次第座可仕候

附 諸人筋目之儀公儀紅然と不相知候間各系同仕可被差出候以上

戊十二月十八日

四〇

羽地按司
伊野波親方
具志頭親方
池城親方

羽地按司仕置

玄館迄之供定

- 一 思弟部三司官與力一人小姓一人草履取一人
但草履取は君ほこり之外江可歸事
- 一 按司部親方部は小姓一人草履取一人
但草履取は君ほこりの外江可歸事
- 一 物奉行取次後吟味役並申口座衆は草履取一人
一 座敷より下位衆小赤頭迄は草履取一人
但草履取は君ほこりの外江可歸事

右此外之供は君ほこりの外迄可參事

亥十二月廿五日

廊下迄之供定

- 一 思弟部三司官は與力一人小姓一人草履取一人
但草履取は寄内江可歸事
- 一 按司部親方部は小姓一人草履取一人
但草履取は寄内江可歸事
- 一 物奉行取次役吟味役衆並申口座之衆は草履取一人
一 座敷衆より下位小赤頭迄を草履取一人
但草履取は寄内江可歸事

此外之供は寄内迄可參事

寛文十一年亥二月廿五日

古 班 球

覺

一真和志之平等大與頭

一同平等小與頭

羽地按司仕置

一南風平等大與頭

越來按司
豐見城親方

安慶田親雲上

花城親雲上

宮里親雲上

與座親雲上

直榮里親雲上

伊江按司

安仁屋親方

宇座親雲上

知念親雲上

與那城親雲上

謝敷親雲上

天願親雲上

田嶋親方

大城親方

武富親雲上

古琉球

一同平等小與頭

一西之平等大與頭

一同平等小與頭

羽地按司仕置

右當道從前々大興頭と申役無御座に付諸事口事邊出合候刻少事之儀迄も公儀江申出事六ヶ敷候公儀方ハ諸事繁多候間少事之儀迄致下知候得者公用之爲にも不能成候に付從此節新規に大興頭申渡候條所々に口事邊出來候之儀、興頭にて被承届可被相濟候左候而首尾之儀者可被爲披露候勿論依事興頭にて難被濟儀は可申出以上

亥三月十一日

羽地按司
伊野波親方

四四

平安名親云上

眞壁親云上

屋嘉部親云上

小祿里子親云上

古 疏 球

覺

一此中諸間切より木分買候而立置候付百姓疲罷成由候間此節より免許候間向後被立間敷者也

亥六月卅日

具志頭親方
池城親方

池城親方
具志頭親方
伊野波親方
羽地按司

惣地頭衆

一從前々借米借分之利毎牟利之本に成不自由之方は彌及迷惑之由候間此節より一通利に相定候事

四三五

置仕司按地羽

四六

一諸間切百姓公役仕儀はいやかりにて首里那覇泊之衆並出家衆江内證を以內之者札取候故百姓少く公役仕者疲に罷成由候間地頭にて相改右之者其所江渡付一人も不紛様堅く可被申付候
但地頭より耕作用召置候内之者は制外之事
右此節相定地頭衆江申渡候間アツカヒ中江も堅く可被觸渡候若相背者於有之は其沙汰可申付者也

亥八月五日

池城親方
具志頭親方
伊野波親方
羽地按司

鎖之側

平等之側

伯地頭

覺

一知行高六拾石

圓覺寺

一同三拾石宛

天王寺

天界寺

崇元寺

球 琉 古

右知行如前此節致減少候儀圓覺寺住持乾叟長老代々訴訟有之右之寺知行加増被下候は、如大和小破之修理右物成之内より可相調候勿論大破之時分は從公儀被仰付可被下由候付加増御座候處其後無首尾少事之修理迄從公儀申付候間如斯候爲納得候以上

亥九月五日

池城親方

四七

具志頭親方
伊野波親方
羽地按司

置仕司按地羽

- 崇元寺 大傳長老
- 天王寺 靈堂長老
- 天界寺 久山長老
- 圓覺寺 空山長老
- 一 仕之人數朔日十五日又は八卷仕候刻は朝衣可然候常式之番日番中は何れの衣裳にても可然由申達相濟候事
- 一 狀渡之時此中は城之庭にて拜被仕候得共此節より庭之拜不仕直に被罷歸可然由申達相濟候事
- 一 國司不被差出候共小赤頭花當より出仕有之可然由申達相濟候事

古 琉 球

- 一 大美御殿施餓鬼之刻此中之白衣裳にて候得共朝衣着仕可然由申達相濟之事
- 一 宮古八重山嶋々之役人位上り候得者此中は宮古藏にて拜仕候得共此節より城にて庭之拜可然由申達相濟候事
- 一 毎年爲國司之諸人にて立願仕候寄進物前々藏方より出候得共此節より諸人にて相調可然由申達相濟候事
- 一 普請奉行石切奉行瓦奉行鍛冶奉行此中は袖結候得共大和より見違細工同前に被思召山候間此節より袖免許可然由申達相濟候事
- 一 正月七月諸人圓覺寺江差出候刻此中は座敷衆迄は酒一對づゝ持來候得共規模惣敷候而亥七月より右人數之内筑登之座敷迄地頭持並知行持衆にて麴酒一壺持參可仕事
- 一 附座敷衆にても嶋知行不持衆は錫免許之事

置仕司按典羽

一五節供には百風之御殿よて大和規式にて候思第部按司三司官親方部衆次取役物奉行本役迄は己時前被差出座に差座敷より下は縁にて出仕可仕事

一大和江之使者雖爲同位使者之儀候間被致上可然山相談相濟候事

一叱中者宮古八重山嶋々取次物奉行之内一人同吟哇役一人申付置候得共大和御用物色々御座候間物奉行三人にて承可然通申渡候事

當春久高嶋知念江祭禮年に付國司被參筈にて候故懸意可了簡之所及申入候

一久高嶋は一里餘之嶋とい乍申左右方々津も無御座殊二月之比あがり風時分にて大事成御身渡海被成候儀念遣存候事

一久高祭禮之趣承候得者聖賢之能規式にても無御座候大國之人承候ては女性巫女之參會還而可致嘲哂と被察候事

古 琉 球

一年越に兩度之祭禮にて候得者毎年渡參之賦にて候左候得者東四間切。百姓之疲者不及申嶋尻八間切浦添中域北谷越來美里勝連具志川讀谷山八間切百姓之疲不可勝計候且復御物も過分之失墜にて候君子者節用愛人と御座候得は爲主君民之疲題目可被思召候處舊例と計御座候ては仁政にて無御座候知念久高之祭禮開闢之初より有來たる儀に非近比之人作にて候ケ様成儀別而被致了簡儀目出度存候事

一右祭禮舊規と被召候は、せめて一代に一度か又ハ使にても可然と存候無左は知念久高之神近城江取請移被致崇敬可然候大國より諸佛當國へ被請移被致尊敬と同斷之儀に御座候竊惟者此國人生初者日本より爲渡儀疑無御座候然ハ末世之今に天地山川五形五倫鳥獸草木之名に至迄皆通達せり雖然言葉之餘相違者遠國之上久敷通融爲絶故也五穀も人同時日本より爲渡物なれば右祭禮何方にて被仕候ても同事と存候事

一知念城内僅に三拾間不足狹所に苦かけの棧敷七八間爲作産四五日被致
滞留候儀は用心不足と存候萬一火出來は、女姓共は可遁方無御座念遣
存候事

右熟思慮廻候處一として理に爲當事無御座候強而留度存候得共悖多御
座候間御慮次第と存候仍不願愚才短慮如此候以上

丑三月十日

口上覺

羽地按司

一去年十一月廿二日從先國司具志川按司跡役拙者江被仰付冥加不淺存候
雖然不應身上役儀にて候間斷々存候由返事申入候處御國許迄被仰上爲
相濟儀候返渡而被付候條此上者不及辭退任御意先一節可相動候難勤節
者斷可申入通御請仕罷出候其より以來被存命ヨルヒル夜白盡精致勤仕候事
一此中國中百姓疲果候通見及候間笑止に存色々獨吟味には仕置相改候に

古 琉 球

付二三年内に百姓緩々と罷成候非我一人之私言候諸人所見知候前々
は各別之儀に候事

一先年城逢火災候處藏方衰微にて作事も難調數年於大美御殿平屋住居被
成候付何とぞ作事相調候様出精働申候處百姓に至迄肝煎候而三年之内
に城普請成就移從相調候作事も前々より遙増出來申候事

一國中百姓耕作無油斷可入念由申付候故近年不致不作大和之上納方も無
未を相納候不奪農時之考にて候拙者役儀承候而終に大和江御託言之訴
訟不申上候事

一大和之御手内に成候而以後四五十年以來如何様御座候而國中致衰微
候哉藏方於此方過分借物出來年增多罷成候付可仕様無御座候先年御國
元より諸人江御配分被遊候高之内及兩三度減少被召候不依奉公之勤不
勤吟味にて候半哉諸人及迷惑候依之量入爲出之考にて代官役藏役人共

下知仕候得若三年之内に右借物本判二百貫目程返辨相調藏方緩々と罷成候節甲愛人之心得にて候左候而前々減少給人高も依奉公被返下候間諸人も狡量改り家内之儀も相調奉公方に進申候事

一 勿論宮古八重山嶋百姓至迄疲不致迷惑様色々條書を以檢者遣申渡置候事

置仕司按地羽

一 國中仕置相改可然儀は大方致吟味國司江申入置申候前々女姓巫女風俗よて多候故巫女之儀に不惑様にと如斯御座候今少相改度儀御座候得共國中に同心之者無御座悲歎之事に候知我者北方より一兩公御座候事

一 大和御檢地以後水損荒地と成不足高まで上納懸り百姓及迷惑候由申出候所は内檢地申付高減少仕其分高引入候付先年於御國仕明地御免被下候様訴訟申上達當分折角仕明仕候過半不足高より過分に可相重と存候事

古 琉 球

一 此中諸人婚禮葬禮祭禮共無高下分高位之人を手本にして田舎之者に至迄我増に仕候故萬事過奢に成來疲罷成候左候而奉公當候得は不如意に有之由申斷藏方より過分之合力或者借物申請候例に罷成藏方衰微仕笑止に存候右之禮儀高下之分相定候故諸人致落着奉公方入精見事に御座候事

一 國頭按司邪慾人に而先年於大和も又此方にても私儀色々以偽言讒言仕候得共少も不構体にて奉公方入精致勤仕候故還而申はつれ主之身上惡敷罷成候儀各見聞之前に候事

一 拙者役儀被仰付候付加増知二百八十石又は先年中大和より歸帆之刻乗船破損之故爲合力鳩め分一万貫銀にして三貫目餘拜領仕候其後寅年二百石加増地被下郡合六百石拜領仕候冥加不淺難有仕合存候々様に節々蒙手付候故隨分可抽忠勤と願に存候得共致老衰五体不叶に罷成難勤

故斷申候事

一此中諸寺並唐館屋破損迄も修甫相調候間近年には遮而公儀方造作可成
 修甫も有間敷候左候得は藏元彌緩々と可罷成と存候事

一右之外にも奉公爲仕儀は諸人見聞之前にて候間不及記候乍然過分之奉
 祿其上合力分拜領仕候儀諸人よりは珍敷様可被存候私忠節可致相當と
 存候徒に奉祿費には替可逢恥辱と存候縱他國人承候ても乍憚國司之難
 には成間敷と存候事

一右七ヶ年之間夜白盡精相勤候付國中仕置大方相調百姓至迄富貴に罷
 成候儀乍憚非獨力哉と存候依之根氣疲果候且復老衰難勤仕時節到來候
 故斷申候哀憐愍に被思召赦免可被下候左候而二三年も存命致隱居休息
 に体にて遠行仕度候左候は、本望不可過之と存候縱十年二十年相勤候
 人も僅此中之七ヶ年には不可勝候頃日内證方より右斷之段申上候處

先以被召留候返事被下候此趣を以宜敷様頼存候以上

丑十一月廿四日

羽地按司

三司官

覺

一此中婚葬祭禮無高下之分過奢に成來諸人疲罷成候付近年高下之分相定
 候處頃日驕發出候様に風聞候先祖之法事とて坊主爲馳走盛臺共出候由
 不似合儀に候先王法事之刻も盛台無御座候又大和より之御使は御奉行
 於城申請之時も盛臺無御座候近比ヶ様成儀見及聞及可心得候處無其考
 只過分之造作仕候而奉行と計存越分之爲不孝之儀を不知事愚痴文盲之
 至候向後右諸禮儀越分之者於有之は其沙汰可申付者也

右諸人頃日驕出候様承及候間禁止申付度候於納得は諸人江可被觸渡候
 以上

羽地按司仕置

四六

丑十一月十二日

羽地按司

三司官

條々

一代官取納方並別用に付而間切通候刻相定候各夫野菜薪木之外百姓中より馳走仕候共曾而請間敷候事

附代官扶持米加増被下候間可心得事

一頃日風聞候は代官或は邊戸今歸仁之使通候得は定之外さばくり中より百姓江色々申付出合私之自分に見廻之様に申成表にはさばくり之手柄之様に見せ利發仕出山候左候而百姓中より出合候殘分は行末不相知仕合畢竟百姓之疲不可勝計候前以其通申斷置重而縱持參候共請間敷候事

一勿論公用之外代官親類縁者之頼候共材木竹之類百姓江申付御物積下候船に着荷仕候儀禁止之事

古琉球

丑十二月十二日

三司官

條々

羽地按司

一米雜石取納方其年々に無未進様に可中付儀可爲專要候右依所代請共申出候は、地頭衆江引合證文請取物奉行方江可被差出事

一米雜石並雜物相拂候は、早々拂請取を以代官江引合可申候處延引候故代官帳進立申仕合之由候向後地頭代首里大屋子大掟三人致相談油斷無之様に可入念由堅申渡候間其心得可有之事

右毎年代官役並誓紙仕候得共爲念此條書相渡候鳴尻方中頭方國頭方條書之色々可相替候又此外も可入條も可有之候半能吟味させ可被申渡候以上

一近年首里内田舎至傾城拘置候儀年々禁止申付候得共不應下知還而頃

四六

日別而はやり申由何共笑止之至候如何様申出候而首尾仕候半悉皆之存
寄承度候事

一其村中に傾城隠居候は、誰かし之拘置にて候共早々搦捕点合可有之事
一地頭所並知行被下候も奉公方之爲に而候徒慰用爲被下様に心得傾城に
擧込不如意罷成候哉地頭所之田島加増被下候様など訴訟ケ間敷儀さり
さては奉公人に不似合事に而候事
一頃日世間風聞候者究竟之年衆一兩人傾城に溺入或は傾城馬口勞も有之
或は傾城地頭所之下知さするも有之山言語道斷之至候其上若年之衆不
似高下我宗旨誘引仕候故奉行方致疎意候山御國元迄相聞得候物音國中
之恥辱不可過之候ヶ様成人共は早々地頭所知行召上隠居体よ而如何
様成遊山も可仕候嶋知行召持世間之障に成音無に罷居候は、早々曲事
申付度候事

一右之仕置大方に候而御國元より國之下知未斷之故國俗壞行候儀役人之
曲事と被仰付候は、我々可及迷惑候間前以申出候若恨に被存人は羽地
合手に可成候少も一身惜可申候國之恥辱には出間敷候如何様返答可
承候

右之條々可成合と被思召候は、國司江被申入諸人召寄可被申渡候國法
攘行候儀世々存命候而致見聞候も憐事にて候間如斯候各考可爲各別候
以上

丑十二月十二日

三司官

羽地按司

羽地按司のよゝ「琉球史の趨勢」の所でいくらか述べて置いた。「中山
王府相卿傳職年譜」には「向象賢、羽地王子朝秀、原名吳氏實名重家、

尙質王世代康熙五年丙午十一月廿六日任職、尙貞王世代康熙十四年乙卯十一月廿日卒勤職十年」とある。この仕置を通讀した人は向象賢が如何に苦心して鳥津氏の琉球入後の琉球を整理せしかといふことを知るであらう。仕置の中に「今少相改度儀御座候得共國中に同心之者無御座悲歎之事に候知我者北方より一兩公御座候事」とこぼしてゐる所を見ると、向象賢も十分にその政見を實行することが出来なかつたといふことがわかる。彼れの政見は彼れよりも偉大なる具志頭親方蔡温に布衎されて、ろして實行された。

伏見の里にて

讀谷山王子朝恒

たれもかくさびしきものか草枕ひとりふしみの夜半の月影

獨物語

一御當國之儀偏小之國力を以唐大和江之御勤御座候に付而は御分力不相應程之御事候然は前代より王國にして立來候儀も御當國諸山氣脈悉致連属其形蜿蜒如龍有之又御當國之座所茂分野星辰之内供福之星に差當申候故此程御政道本法乍無案内免や角相濟來事に候
一右通御分力不相應之御勤御座候に付而御政道之手段能々其本法を以相治不申は國中及衰微御藏方何篤不自由に罷成唐大和江之御禮儀思召之通不相達却而御無禮之筋成立候儀難計得候
一毎年御國元江年貢米差上候儀御當國大分御損亡之様相見得候得共畢竟御當國大分之御得に相成候次第誠以難盡筆紙譯有之候往古者御當國之

儀政道茂然々不相立農民茂耕作方致油斷物每不自由何篤氣儘之風俗段々惡敷剩世替(革命)之騷動茂度々有之萬民困窮之仕合言語道斷候處御國元(薩摩)之御下知に相隨候以來風俗引直農民も耕作方我増入精國中物每思儘に相違今更目出度御世に相成候儀畢竟御國元之御蔭を以件之仕合筆紙に難盡御厚恩と可奉存候此段は御教條にも委細記置申候

一三司官並十五人之役々は御政道相行候手元に而世上之見馴開馴(模範の意)相成申役目に候間別而行跡正敷相勤十八人一心に相成御政道入精不申は奉公之節義不相立却可國土致衰微申積に候借又御政道要務之内體用之差分(區別)有之候又體用之内大體大用小體小用之差分有之候御政道手元役々は相働候儀肝要に候若手元之人數小體小用計に入精大禮大用致忘却候は、國土漸々及衰微候儀決定之事に候

一國土と申は前以萬事相計得置不申は不叶儀多々有之候右條々之儀大

左に申述候

- 一御當國之儀大海之内に隣國も無之一國立居候に付而は風旱之災殃相防候手段兼而仕置不申は不叶事に候
- 一異國船漂着に付而は其人數相賄其船及破損候時は仕立船を以差送り候計得も兼而仕置不申は不叶事候
- 一唐之仕合次第指揮使遊擊使不圖致渡海儀も有之候兼而其用意仕置不申は不叶事に候
- 一江戸立又ハ唐江慶賀使謝恩使杯之御物入も兼而計得置不申は不叶事に候
- 一御太子様上國に付而之大分之御物入前以計得置不申は不相叶事に候
- 一百年に一度冠般御渡來之時其御物入大分至極に候漸々相賄置不申は不叶事に候

右數ヶ條之外御國元江王子按司親方便者杯又唐江進貢船差遣候入目(費用)儀は例年之勤に候

獨物語

一唐世替(革命)程之兵乱差起り候は、進貢船差遣候儀不能成或は拾四五年或は貳拾年三拾年も渡唐斷絶仕候儀案中に候御當國さへ能々入精本法を以相治置候へ、至其時も國中衣食並諸用事無不足相達尤御國元江之進上物は琉物計に而致通達其御斷申上可相濟積に候若御政道其本法に而無之我々之氣量才辨迄を以相治候へ、國中漸々及衰微御藏方も必至と致當迫候儀決定之事に候右之時節渡唐及斷絶候は、御國元江進上物之儀琉物調も不能成言語道斷之仕合可致出來候

一御當國當分貳拾萬人罷居候自今以後拾萬貳拾萬繁榮相増都合三四拾萬に相及候共御政道之本法を以相治置候へ、人居(人口)相増次第衣食も出來増絶而不足無之御藏方緩と相濟申積に候

古琉球

一御政道之本法は手段之次第前後不仕様に相勤候儀肝要に候手段致前後候は、何程御政道入精候共安堵之治不能成却而風俗漸々相廢國土之衰微案中之積に候

一上位之國に上中下三段有之中位之國に上中下三段有之下位之國も上中下三段有之都合國位九段之差分有之候然は上位之國其上國之分力を以下位之事有之候國は上國之上段と可心得候上位之國中位之分力を以中位之事有之候國は上國之中段と可心得候上位之國下位之分力を以上位之事有之候國は上國之下段と可心得候又中位之國其上位之分力を以下位之事有之候國は中國之上段と可心得候中位之國其中位之分力を以中位之事有之候國は中國之中段と可心得候中位之國下位之分力を以上位之事有之候國は中國之下段と可心得候又下位之國其上位之分力を以下位之事有之候國は下國之上段と可心得候下位之國中位之分力を以中位之

事有之候國は下國之中段と可心得候下位之國下位之分力を以上位之事有之候國は下國之下段と可心得候

一下國之下段に而候共御政道本法を以相治置候と、其國之分力に應じ安堵之治罷成積に候彌下以上之國は猶以安堵之治罷成申儀決定之事候

一心と申は天性靈明之物に候故如何成邪人悪人とも善悪是非之差分明に有之候又氣と申は萬事萬端に差向候時色々致變化却而一心之靈明相損候に付而氣持之執行は往古之聖人肝要に被教置候然共國中人民江都而氣持之執行申渡候儀不罷成候と付而政道條々之内戒酒之風俗に召成候働題目に被教置候

一酒と申は禮儀相行候爲に往古より相用申事に候然處凡人之習はせ酒興を面白存酒醉候時と一氣致震動却而一心之靈明取失慰勸律儀之人も備と別人に相成後悔之舉動有之事に候右通酒醉ケ間敷相成候は、氣隨意

語物類

古琉球

之習漸々致深熟終に國中風俗相成御政道本法之働絶而不罷成積に候

一財慾色慾並喧嘩口論杯之類は罪科之基上下萬民共心中には委細存知之前に候然共右之不届折々仕出候儀は多分一氣之舉動より差起り申候一氣を相進候儀は必定呑酒之故に候依之風俗正敷方に引直候手段は呑酒ケ間敷風俗召改候儀第一之勤に候

一色慾並喧嘩口論杯は其人迄之損亡又は罪科に及財慾之儀は國土之衰微相招申事に候財慾之舉動と申は正心打捨一氣之儘に相計得自分之勝手題目に存百姓損亡させ或は手障費させ候故百姓漸々疲増耕作方思様に不罷成終に國土致衰微候儀は一又御物方に差向候而も不圖一氣財慾差起り自分之勝手題目に存段々之方便を以御物致聊取候故諸座諸藏より陰隱之洩廢多々有之事に候毎年諸座諸藏之御物より陰隱致洩廢候員數畢竟公儀陰隱之御損亡相成終に御所帶方致不足候儀是一然共奉公人之

獨物語

倭は誰にても國土之目出度相治候儀夜白奉願罷居候得共一氣之慎無之
 候得者不圖財慾差起りケ様之不届隠密相行候儀有之候依事之致露顯終
 に及罪科候者も問々有之候右に付而往古より氣持之爲に酒醉ケ間敷風
 俗召改候働肝要に被救置候
 一酒醉ケ間敷風俗召改候働は一
 一國中人民衣食緩と相濟候様御法段々申渡候働は一
 右二ケ條御政道根本之要務に候若二ケ條先立而相調不申は其餘之條々
 何分相働候共御政道之手段致前後安堵之治絶而不罷成却而國土衰微相
 招申様候
 一火と申は人間題目之用事に而家毎に相用候得共用様不冝候は、出火之
 炎殃致出來申事に候酒も禮儀相行候爲に之題目用事にて家毎に可相用
 候得共用様不冝候は、一氣致震動不届之舉動有之積に候右之舉動漸々

古流球

致深就其習自然と氣隨意に相成依不届之品は及罪科申儀も可致出來候
 然は火と酒とい人間之題目之入用にて一向禁止可罷成物候得共用得様
 不冝候得は大概成故障に相成候故往古より火之慎酒之慎別而肝要被救
 置候御政道本法之儀は穀物澤山作り出させ候爲に燒酎商賣仕候儀は差
 免酒醉ケ間敷無之様風俗召成候働專一之勤に候然故往古之聖人も政道
 之儀は夜白入精候慎令ば朽手細にて馬を馳せ候儀同斷と被申置候
 一跡々は商賈人江稅錢上納申付都合四五貫目程御藏江致取納候に付而商
 賈人思様に相働不罷成漸々及衰微爲申儀に候貳拾年以來右之稅錢差免
 思様に可相働旨申渡候に付而商賈人進立人數も大分に相増手廣く致商
 賈尤細工勝手之者共色々作出賣拂候に付而各渡世之營は不及申世間之
 重寶にも冝相成候
 一貳拾年以前は少々之飢饉にも燒酎麵類豆腐作出し致商賈候儀折々禁制

申付國中米粟稗麥豆都合五萬石餘地中に相籠り却而國中之損亡罷成候得共此段存付候人罷居不申候右通職人之商賣折々禁制申付候に付而農民共御藏方上納並知行作得作立候外は穀物僅計之作出にて國中唐芋起目作り申迄に候依之貳拾年以前は大風吹起唐芋吹枯候時は大飢饉に罷成世上は不及申御藏方も必至と及當迫餓死人有之候共相救候働罷不成先平時之御所帶方も大分致不足方々より御借入を以御藏方漸相濟爲申事に候貳拾年以來は燒耐麵類豆腐心儘に相作商買させ絶而禁止不申付候故地中に相籠候穀物五萬石餘致出來候に付而唐芋大風に被吹枯候得共穀物は世上澤山有之尤御藏方も飢米大分出候得共差而之支無之候然處此節燒耐類豆腐商買仕候儀禁止申付候而は自今以後如何成立候半念遣(氣遣)至極に存候

一右通穀物五萬石餘致出入候に付ては燒耐麵類豆腐禁止不申付筈候處去

年大風四度有之唐芋吹損候故飯料不足之方多々罷居其上穀物高直に而逼迫之者共は至極致迷惑候に付而國中老若男女共推量仕候穀物高直に有之候儀燒耐麵類豆腐心之儘に作立穀物相禿候故自然と高直に相成申候右之職屋さへ禁止被仰付候はば穀物確と下直に相成逼迫之者共も緩と渡世可相濟と何れも申事に候依之十五人之役々も同意に存右職屋召留度由去年十一月比より及數度申出候得共此方返事に穀物高直に有之候儀は燒耐麵類豆腐之故に而無之候御當國之儀は首里那霸泊計專分を相用得田舍諸島は然々錢を用得不申候處七八年以來は御國元より脇方銀子持下り候儀堅く御締方被仰付候に付而年々春秋之下船より都合分四五十萬貫程持下り首里那霸泊江致流布候に付而穀物は不及申何色に而も頃日之高直に成行候彌以去年大風之痛に付而例年より穀物直段相増爲申事に候縱令燒耐麵類豆腐堅禁止申付候而も大風之痛故來る二三

獨物語

月迄は穀物直段總而直下り不罷成積に候逆も押通差免世度由及度々申談候得共何れも承引無之に付而無是非此節右職禁止申付候然共申談候通四月初迄は穀物少も直下り無之逼迫者之爲にも不罷成却而御政道本法之妨に相成候向後重役之銘々能々思慮有之度所希に候

一土産之物は何物にても買手多く罷在候程大分作出し申事に候買手少く罷居候ハ作手も小く罷成候儀決定は候貳拾年以前はふた切とて首里那覇一人宛立置候に付而諸方之ふた繁榮不仕候依之冠船御渡來之時ふた貳拾匹宛唐人御馳走用に殺せ申候處御當國中ふたに而致不足與論島永良部島大島德之島鬼界島よりふた取寄漸く筈合(間に合せ)爲申事に候然處貳拾年以來ふた繁榮させ候爲首里那覇ふた切何十人にても心次第可仕旨申渡候に付諸方之ふた致繁榮最早首里那覇都合四五十疋程毎日殺せ候得共首里那覇泊近方田舎計之ふたにて相濟不足無之候

古琉球

一御當國前代は物每不自由諸事付届(始末)方並禮法迄も大形に爲有之由に候依之唐江進貢使者差渡候時表奏咨文之調様も大形に有之或は於京都拜領物並遣銀差迫候砌は於中途賣拂用事相調成は古船に而致渡唐此船にては歸帆難成候間新造船被下坏と我儘訴申出候得共差而之御掛引も無之船被下歸帆爲致儀も有之候尤御國元江被差上候御狀並献上物も調様大形に有之候得共何之御沙汰も無御座相濟來爲申由候最早前代と披群相替諸事付届方並禮法迄も相備何籍結搦御座候に付ては自今以後御狀並献上物其外諸事之付届方少も不冝儀有之候ては如何成故障之儀歟致出來候半難計得候此儀は上下共能々氣を付随分入精不申ば不叶事候

一御當國は題目和久相學諸用事相達候に付て承代和文之法式は相續可申候漢文之儀は唐通融迄之用事にて前代より久米村江其職業被仰付置候

得共久米村も平時之用事は和文相用得候に付而漢文調得勝手之人數甚少く罷居尤上夫に漢文相調候方は彌以出兼申候然共平時進貢接貢杯之御狀は例年之勤に候故舊案見合作調可相濟候得共唐は大國にて其仕合次第如何様成六ヶ敷儀歟致出來候半其時之表奏咨文少にて其文句不_レ宜儀有之候は、大粧成故障之儀に成立萬々後悔仕候共其詮無之積に候右之計得を以平時久米村文學隨分入精させ候儀專一に存候表奏咨文さへ上夫に相調從候は、縦令渡唐役々之方於唐諸事相勤候内不_レ宜儀仕出候共其人迄之罪科に候若表奏咨文之内不_レ宜儀有之候は、國土之御難題に相係言語道斷之仕合致出來候此儀は能々入念不_レ申は不_レ罷成積に候

(百八頁參照)

一傾城と申は其行跡人倫之妨に而御政道之爲に、至極不_レ締之様に相見得候得共那覇之儀諸方之會船所に候故傾城召置不_レ申は如何成故障之儀歟

四

致出來候半難計得候依之相考候得は前代より那覇江傾城召置候儀畢竟御政道締方之爲に相成申事に候此段も能々思慮可有之儀に候

一農民の農業之勤專一に候處跡々より農民江段々之雜物申付其上夫遺ケ、間敷有之候に付農業之手隙相失田畠之働恩様不相達候依之雜物並夫遺之しらべ方屹と申渡度存候得共御料理座を始諸座諸藏御用物之しらべ相濟不_レ申に付雜物夫遺しらべ方態と致延引候

一地頭所並知行高之儀奉公人勤功之輕重御見合を以被成下儀に候處地頭所作得甚親疎有之知行高被成下儀も親疎有之皆共御政道本法之妨に候是も急度相しらべ度存候得共急に取付不_レ罷成譯有之無是非及延引候

一王子以下百姓迄婚禮葬禮祭禮其外諸祝儀節等之規模屹と相立可申候得共御當國御分力取、相濟不_レ申に付而態と差扣申候

一御褒美物並科定之規模差扣候儀も右同斷

五

獨物語

一學校相立段々之師匠五六人を以法樣之通學校所人數相しらべさせ應役所人柄見合を以役儀申付規模相立候ハ、人才年増致繁榮申積に候然共學校所之儀は御政道之本法過半被召行候時分相立申法樣に候

一南蠻國ハ唐國西南之方に有之由に候跡々ハ長崎江相志致渡海候に付而間々御當地之浦々江湖掛仕爲申事も有之候依之御國元より南蠻船御當地之浦江致潮掛候ハ、陸地江番人堅附置出帆させ若及破損其人數陸江上り候ハ、皆共擲取船籠に而御國元江可差送旨御書付を以被仰渡置候然共南蠻船之儀一艘に百人二百人餘も乗得候由傳承候處皆共擲取候働は大粧成事に而御當地之人命も大分相禿可申積に候然處數十年以來南蠻船參り不申様に長崎御締方堅被仰付候付最早長崎江渡海不仕由畢竟御當地之御爲には仕合至極之御事に候

一御當地之儀至極靜謐之國土にて武道之入用絶而無之候共毎年致渡唐候

異

古琉球

に付若賊船共相逢候ハ、至其時は槍長刀弓鉄鉋杯之働不仕は不叶儀に候依之相考候得は御當地奉公人誰にても平時槍長刀弓之嗜仕置申渡是又奉公節儀之勤に候何ぞ御支も無御座候ハ、鉄抱迄も平時積古被仰付度存候渡唐人數は毎年於磯崎鉄鉋三日稽古被仰付事候得共此分之稽古にては用に相立間敷と存當申候

一諸間切浦々之于瀬皆共石原にて着船之港無之候に付て商買船逢逆風候時入着不能成及破損候船多々有之候右石原割除く間切毎に浦々之場所見合を以港作置候ハ、商買船は不及申其餘之諸船之天氣荒立次第則々

(早速) 港江走入絶而難儀無之積に候

但石原取除港作候道具法式有之候依場所泥土並細砂有之場所は何分働候ても濠作不能成候石原于瀬之所は法式之道具を以如何様に

作開罷成事候

異

一浦漕船とて三四拾石五六拾石八九拾石積にても心次第相仕立浦々走廻り薪木商買仕候儀國中之重寶第一に候右浦漕船之儀專格漕にて向風にも走申船に候右船さへ仕立置候は、薪木商買は不及申仕上せ米並砂糖樽右船に積入さばくり一人宰領にて那覇江乘廻せ相納候は、百姓手際費無之尤船主も右船積を取各勝手能罷成儀案中之積に候

但浦漕船作様其法式有之候

一諸間切山野毎に松木雜木竹薄之類仕立置浦漕船參り次第則々賣拂候之ば乍居相求百姓勝手能罷成積候

一那覇泊は諸船之着場ツキバにて渡世致安く有之積に候首里之儀は人居大分罷居候處諸船之着場無之近方間切より島敷叶懸りにて漸く渡世之營仕候方太分之人數に候然共田舎も人居漸々相増致繁榮候は、叶懸りカヒカ(賃金を出して借ると)も罷不成候時節致出來候儀案中之事に候至其節は地

頭持知行持之方は可相濟候得共無足之方は必至と及難儀候儀是又決定之事に候依之首里永代の爲に相考候得は茶湯崎諸船着場之湊さへ作置候は、浦々之商買船相集首里中勝手能罷成無足之方も其働様有之積に候

一那覇泊は馬艦船仕置候間是にて山原並諸離島走廻り渡世之營相濟尤所中之勝手にも罷成積に候首里之儀は船乘無案内有之那覇泊之様無之候右浦漕船は首里人にては櫓押様さへ致稽言候は、誰にても丈夫に乗得可申候其上浦々湊作置候は、天氣惡敷成立次第何浦之湊江も走入少も念遣無之積に候

一茶湯崎に湊仕置候は、首里中渡世之勝手不及申山原並離嶋より首里江上納物並地頭作得之類も茶湯崎より持登勝手能有之又首里より唐大和江參候方荷物も於茶湯持下持登安く有之何篇重寶罷成儀決定に候

獨物語

但諸船着塲之湊作儀は其法式有之候頭水無之所は湊作候ても又々泥土チツナガリ滿塞可申候頭水有之所其法式を以作り置候は、雨毎に泥土引流せ淺く罷成不申候幸茶湯崎は頭水有之候

一御當國前代は人居（人口）僅七八萬人罷居候に付而國中之用木存儘相違爲申山候其以後漸々人居致繁榮最早貳拾萬人に相及候故家普請船作事並諸道具等應人居相増候儀案中に候就中御本殿御普請唐船作事之儀大材木よて無之候得ば総而不罷成積に候然處從前代柚山法式無之心儘伐取燒明年増木絶に成行最早大材木甚有少罷成尤柚山悉致樵悴候付去拾五年戊卯年山奉行被召立柚山法式並規模を以委細申渡、り、船作り候も堅禁止申付置候

一衣食之儀ハ年々人々之働を以相調候故今より先拾萬貳拾萬相重候共田畠之本法を以致作、毛、並家業入精候之、衣食に付ては不足無之積に候樹

古琉球

木之儀は作、毛、と相替カハリ數十年相經不申は材木之用に相立不申殊更大材木は七八十年百年も年數相經不申は御用相立不申に付柚山方別而肝要申付置候

一御當國之儀渡唐船作事不仕は不和叶且又御本殿も大材木にて御普請不仕は不罷成儀に候然處柚山致樵悴大材木相絶候は、是非御國元江詫申越材木伐料並積渡候運賃をも相渡し太分御物入に可成立候至其時は御所帶方必至と致當迫進退不罷成自然と諸士百姓江出米出錢太分被仰付國土上下及困窮候儀必定候右之計得を以永代之御爲に柚山大切に爲申付事に候

一御本殿之儀貳拾年餘に一度宛雜木を以御普請仕來候右に付ては御藏方並諸士百姓迄相痛候儀世上存知之事、候依之此節より檜木手廣く相仕立御本殿其、外雜木調之御殿皆以檜木調に作替候計得ハカラス（計畫）にて別而

檜木仕立方大切に申付置候

一粟國嶋

二渡名喜嶋

一伊江嶋

右は本より山敷無之候間御當地國頭方中頭方柚山材木を以彼嶋々之用
木相達申計得に候

一伊平屋嶋

一久米嶋

一慶良間嶋

右は各山敷持合候付隨分入精柚山致盛生彼之嶋々之用木可相達旨申渡
置候

一宮古嶋

古 琉 球

右嶋之儀從趾々山敷之差分^{サシ}ケ無之候得共太分之簿原徒に持合候に付從
此節山敷差分け柚山之仕立様折角相働せ候柚山さへ仕立得候とば其嶋
之船作事家普請等他所無構可相濟之處此程船作事は八重山嶋罷渡材木
所望致作事尤家材木も八重山島より買取或は於御當地買入或は大和船
馬艦船よりも高直を以買取段々物入所中之痛に相成候儀畢竟彼之嶋
柚山無之故に候依之新規柚山仕立委細申渡置候

一八重山嶋

右嶋之儀當時人居少く山敷太分有之候に付而何ぞ彼嶋之用木迄にて絶
而不足無之儀候御當地之儀國頭中頭之柚山計にて御用繁く有之尤人居
も大分罷在其上粟國渡名喜伊江嶋之用木迄も相達申事候得ば先様國頭
中頭之柚山迄にて達兼候節可致出來積に候幸八重山嶋之儀は柚山敷地
太分に有之候故永代御當地柚山之補用^{オキナイヨウ}に相計得彼嶋之柚山別而爲致盛

生候様に堅申付置候

一 國土之儀眼前之小計得にては絶而安堵之治罷成不申積に候依之政道と申は必國土長久之御爲に大計得を第一に必掛相働申由聖人被教置候跡々之様子見聞仕候處此儀相達無之候奉行人之銘々就中役々之方は別而大計得夜白入精相考候儀肝要に候

一 國土と申之大國小國無搆陰陽五行相備候所を以五倫四民之道相行國土と申事に候右五行之内水火土は何方にも有之候金木致不足候ハ、五行相備不申に就而國土とは不可申候御當地之儀五行之内金は無之候得共和山有之候に而付金は御國元より申請國用相濟不足無之候故往古より國土と唱來候然者四海之内自然と五行相備候國も有之候若不足之物取寄不能成候國は五行四民之道立兼國土とは不可申候

一 五行四民之道は人間作意之様に有之候得共畢竟天道自然之陰陽五行よ

獨物語

り差發來申候然故政道之儀は何篇陰陽五行を本體にして相行申事に候右之本體無構我々之氣量才辨迄を以相行候はば國土漸々致衰微終に言語道斷之仕合可致出來候

一 政道之本體と申は前條に申述置候大體大用之事に候大體大用致忘却小體小用計入精相行候は、何程陰陽五行相備候國まで候得共國土漸々致衰微終に壞乱之憂差起候儀案中之事に候往古之聖人被仰置候本法之義大體大用之勤題目心懸入精政道相行候は、何程小國不足之所にて候共不足之物は他方より取寄國土安堵之治勿論之事に候

一 四民之内耕作人細工人商買人は其職業随分入精何篇御法相守緩と渡世仕儀農工商本職之勤に候奉公人(官吏)之儀は農工商と相替皆共御道補助之人數候間題目節儀之勤可入念候節儀之勤と申は平時行跡少も風俗之支不罷成様に相勤尤折々被仰付候役務例格之儀は不及申萬端御

古琉球

政道補助之心入を以入精相考相働候儀奉公人(官吏)節義之勤と申事に候

一但首里那覇久米村泊家譜被下候儀並諸島諸間切さばかり役相勤候

人数は皆共奉公人に候間其心得を以御政道補助之爲に何篇相計得
入精候義所希候

獨物語

獨物語は沖繩で古今獨歩の政治家と呼ばれる具志頭親方蔡温の政治的隨筆で、羽地王子向象賢の仕置と共に後世爲政者の金料玉條として遵奉する所のものである。蔡温は獨物語の外に自叙傳、御教條、袖山法式、林政八書、實學真秘、治家提經、居家必覽、圖治要、儒家言錄、箴翁片言、醒夢要論、容問錄等の書を著した。

跋

首里舊王城の荒廢は、旅人をして眞に悲ましむ。淑徳、美福、廣福、久慶、繼世、歡會の諸門、今何れぞや。嘗て國王、其の殿庭に百官有司を召し、親く謁を賜ひし所、御書樓上に昇りて見よ。臺傾き、壁落ち、梯檻盡く損せり。南樓と北宮と、昔時の面目、今尋ぬべくも知らる。如何ぞ悲まざるを得ん。噫、城毀つと雖も、書以て傳ふ可し。文學士伊波君「古琉球」を著す、其意或は是に在る歟。余、今歳の春、舊地割制度の調査の爲め、琉球に遊び、始めて君の知を辱うす。留る數日、日として會はざること無く、會ふて盡く肝膽を吐露し、以て君が業を偉とし、君が志を悲めり。若し夫れ本書の如きは、滯在中、既に其稿本を拜して、大に益を得し所。這個の因縁、君に忘られず。今、其の公刊に當り、君

囑するに、余が琉球觀を以て、之に序せんことを以てせらる。是れ余の大に榮とする所なりと雖も、願るに、余の嘗て其地に遊ぶや、一場の講演、端なくも大方識者の咎を蒙り、非難攻撃せらるゝこと、殆ど其の極度なるを得たり。既に舌禍を蒙る、少しく思ふ所なきにしも非すと雖も豈に復た重ねて筆禍を買ふに耐むべけんや。而かも、若し纔に一語を許さば、余は敢て言はんことす。吾人の生命は「眞」に在り、乃ち人種の論の如きは、君が今後の研究に依り、今の一が或は二となり、二が愈々一とある、皆以て歡ぶ可し。失れ世に無用の用と云ふ事あり、而して、無用の用を解せざる者と、共に學を談すべからず。以上を以て跋と爲す、君請ふらくは、其の願みて他を言ふを許せ。

明治四十四年七月十三日、月明の後、京都吉田山の山麓に於いて
河上肇 謹識

明治四十四年十二月一日印刷
明治四十四年十二月十日發行

定價金壹圓五拾錢

著者 伊波普猷

發行者兼印刷者 大城彦五郎

印刷所 沖繩公論社活版部

沖繩縣那霸區字西八十三番地

發行所 沖繩公論社



文學士 伊波普猷 著

古琉球續編

目次

紙數凡二百頁位
定價未定

一オギヤカモイ時代の琉球、一琉球の神道に就いて、一シノグに就いて、一四百年前の按司の服装附八巻考。一八重山の歌敷則。一宗教家としての仲尼次政隆、一仲風考。一琉球語の音韻組織

伊波文學士の本縣研究に熱心なる今更贅言を要せざる所なるが古琉球著述後更に研究を要せられしもの少なからず依りて同氏に乞ひ同氏最近の研究論文を纏め續編として不日之を發刊せんことを正續相俟ちて完璧を期すべし江湖君讀の御購談を乞ふ

文學士 伊波普猷 著

子供の沖繩史 近刊

平易なる口語体で面白く愉快に沖繩史の全貌を講述せしもの愈々出刊をまつたら御子供衆の御慰

れもろさうしの刊行に付江湖の諸君にはかる

れもろさうし

紙数凡五百頁位
印刷費未定

れもろさうしは琉球最古の文學にして歌數千五百五十余首より成る實に琉球の万葉集とも稱すべきものにて琉球古代を研究せんには之を措いて他に求むべからざる珍書なり然れども本書の世に残れるもの僅に寫本七八部に過ぎず（伊波氏の話によれば本書の尙家に一部大山のおもろ主取安仁屋氏に二部縣廳に一部内務省に一部帝國大學國語研究室に一部伊波氏に一部外に一二部未かならんとのことなり）斯道研究者の深く遺憾とする所たり依りて今般伊波文學士に乞ひ同氏の校訂註解を加へ更に混効驗集てふ琉球語の辭書を附録として之を發刊せんとは御希望の方は速に御申込あらんことを乞ふ
但三百部以上の申込者あらざれば刊行せず

那覇西八三番地 電話四八

沖繩公論社

たもろさうしの刊行に付江湖の諸君にはかる

たもろさうし

紙數凡五百頁位
印刷費未定

たもろさうしは琉球最古の文學にして歌數千五百五十余首より成る實に琉球の万葉集とも稱すべきものにて琉球古代を研究せんには之を措いて他に求むべからざる珍書なり然れども本書の世に残れるもの僅に寫本七八部に過ぎず（伊波氏の話によれば本書の尙家に一部大山のおもろ主取安仁屋氏に二部、縣廳に一部、内務省に一部、帝國大學國語研究室に一部、伊波氏に一部外に一二部、まかなからんことなり）斯道研究者の深く遺憾とする所たり依りて今般伊波文學士に乞ひ同氏の校訂註解を加へ更に混効驗集てふ琉球語の辭書を附録として之を發刊せんとは御希望の方は速に御申込あらんことを乞ふ
但三百部以上の申込者あらざれば刊行せず

那覇西八三番地 電話四八

沖繩公論社

10-07

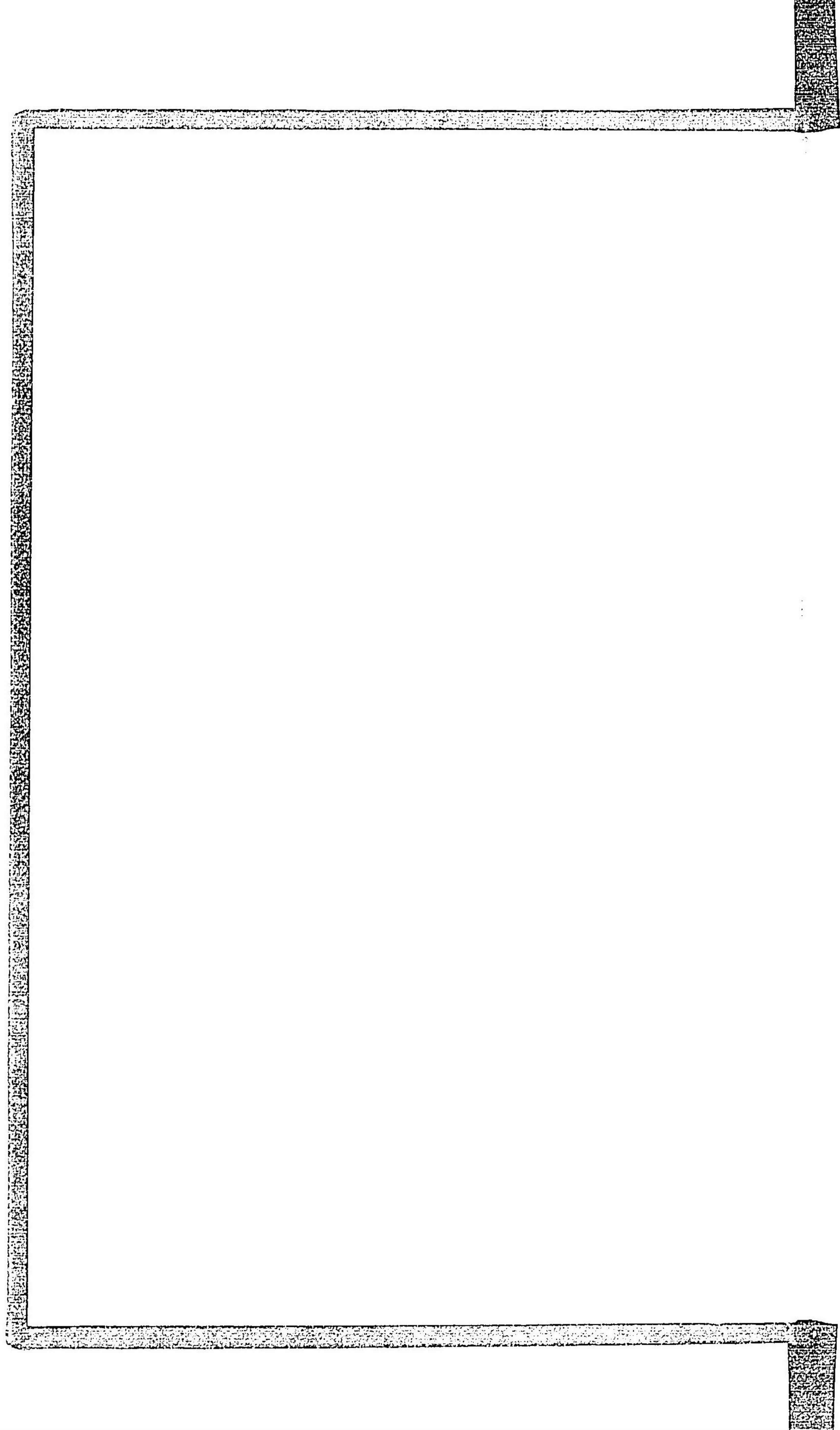
大正十五年七月五日
於此處 中野家 宛

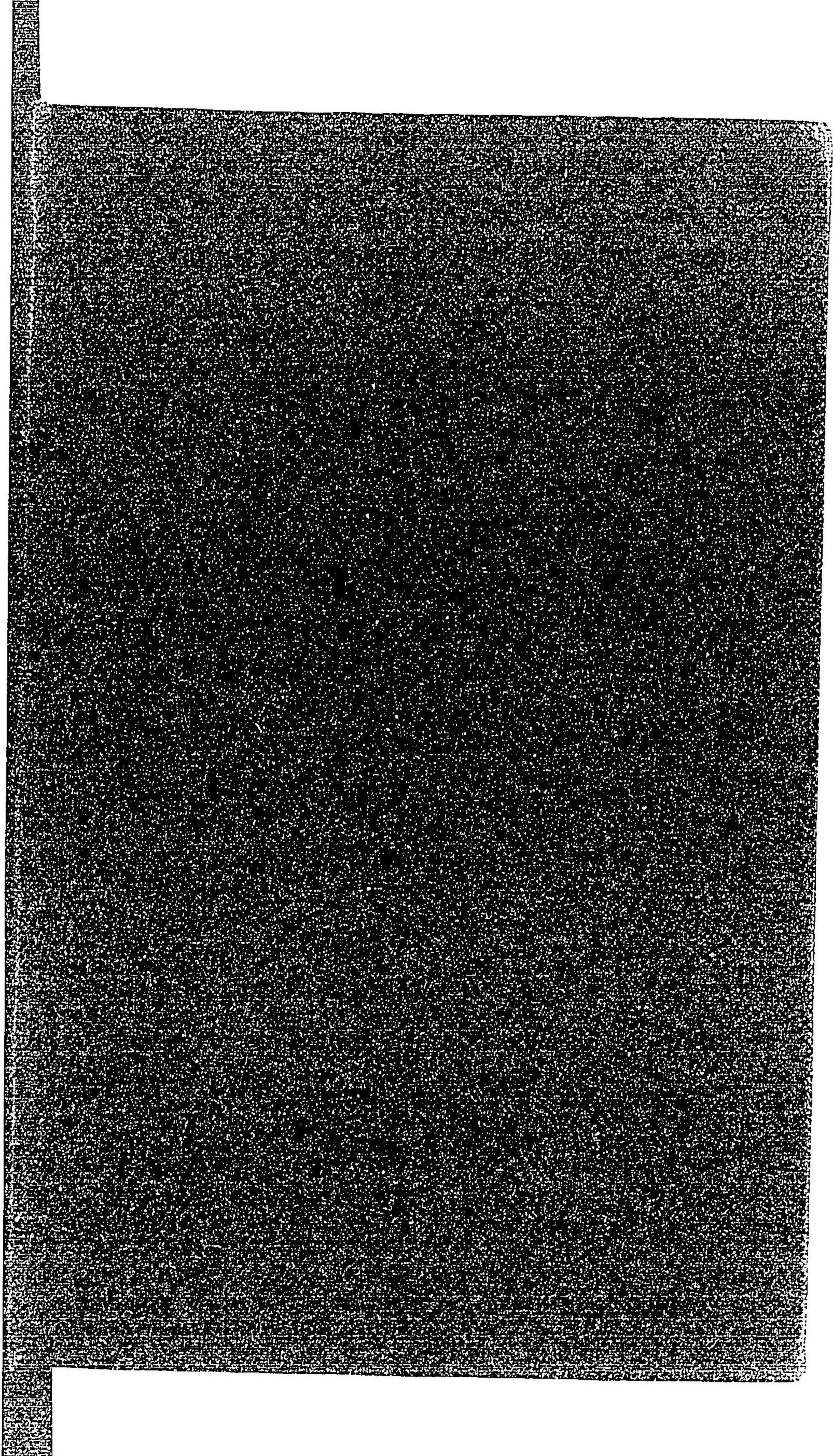
= (D-0)

大正十五年七月廿日
於計總 中教家 齋



!





291.99
I116k
0

M

026204-000-9

291.99-I116KO

古琉球

伊波 普猷/著

M44

ADC-3899



